

（目的）

第1条

本規定は、日本接着剤工業会（以下工業会という）が、製造・販売者並びに使用・購入者が共通の認識で材料を選択・判断できる共通の「ものさし」として公表された建材からのVOC放散速度基準に対応し、室内空気質に配慮した接着剤（以下「製品」という）の供給を目的として定めたものである。

（委員会の設置）

第2条

本規定の実施に際して、工業会に第2登録審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。  
委員会は10名以内で構成する。なお、委員会メンバーに3名以内の第三者委員を入れても良いとする。  
第三者委員を構成委員に入れる場合には、その時期については、VOC委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

（申請者の資格）

第3条

登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、又は販売している工業会の会員、又は非会員とする。但し、非会員は申請者登録を行うものとする。（VOC様式-7）

（適用範囲）

第4条の1

本規定は、会員、又は非会員が製造販売する住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品に適用される。

（VOC対象物質）

第4条の2

品質適合宣言するVOCは、基準値が公表されたVOCに限るものとし、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの4物質（以下4VOCという）とする。

上記以外にVOC物質を追加対象とすることについては、基準値が公表された場合を原則とし、VOC委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

（品質適合宣言）

第5条

本規定は、4VOCを組成に配合していない製品（以下「4VOC基準適合製品」という）について、工業会として登録し、申請者が適正な表示によって4VOC基準適合製品である旨を宣言するものである。

4VOC基準適合製品は、次の含有量管理値で管理された製品とする。

物質	J A I A 4VOC含有量管理値 重量%	備考
トルエン	0.1 未満	ただし、 エチレン酢酸ビニル共重合樹脂系エマルジョンを 含有する接着剤は、0.05 重量%未満
キシレン	0.1 未満	
エチルベンゼン	0.1 未満	
スチレン	0.015 未満	

4VOCを組成に配合していない製品の含有量管理値は、工業会での検証結果により、安全サイドでの管理にすべきとの判断になった場合には、厳しい側に変更するものとし、VOC委員会で検討し、役員会で承認するものとする。

(接着剤の種類)

#### 第6条

登録の申請を受け付ける接着剤の種類は次のものとする。

酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形
ビニル共重合樹脂系エマルジョン形
アクリル樹脂系エマルジョン形
ゴム系ラテックス形
水性高分子ーイソシアネート系
α-オレフィン樹脂系
エポキシ樹脂系
ウレタン樹脂系
変成シリコーン樹脂系
シリル化ウレタン樹脂系
ホットメルト形
酢酸ビニル樹脂系溶剤形
ビニル共重合樹脂系溶剤形
ゴム系溶剤形
ホルムアルデヒド樹脂系

上記以外の種類について、申請があった場合にはVOC委員会で検討し、役員会で承認する。

(申請手続き)

#### 第7条の1

登録申請を受け付ける対象製品は4VOC基準適合製品のみとする。

登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 4VOC基準適合製品登録申請書 (VOC様式-1)
- (2) 製品リスト (VOC様式-2)
- (3) 登録製品品質管理チェック表 (VOC様式-6)

(4) 申請する品番の異なる製品すべてに関する指定機関による4VOC含有量試験データ（非会員のみ提出）

(5) 登録申請者の会社案内および申請者登録書（VOC様式-7）（非会員のみ提出）

（更新申請手続き）

#### 第7条の2

（更新）登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。

(6) 更新用、製品名、申請会社名、連絡先及び誓約文を記入したもの（VOC様式-8）

(7) 更新用、製品リスト（VOC様式-9）

（申請件数の適用範囲）

#### 第8条

異なる製品名については個々一件の扱いとする。但し、申請製品名のうち色、容量及び包装形態の違いは一件の申請でよい。

（OEM供給製品及びOEM調達製品の申請）

#### 第9条

OEM供給製品及びOEM調達製品は、いずれも実際に販売される製品名のままで申請を行う。この場合、実際に販売される製品名ではないOEM供給元の製品名、OEM調達元の製品名を申請書に記載する必要はない。

（登録申請と審査期日）

#### 第10条

審査期日は原則として、年3回（6月、10月、2月）とし、申請は一ヶ月前までに行うものとする。

（審査）

#### 第11条

委員会は申請書類を審査し、登録番号（6桁表示）を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに登録確認書（VOC様式-3）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。

尚、更新については、（更新）登録確認書（VOC様式-10）及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。

審査にあたって委員会が必要と認めたときは、下記の書類提出を要求することができる。

(8) 当該製品のカタログ、技術資料又はこれに準ずるもの

(9) 当該製品の製品安全データシート（MSDS）

(10) 当該製品の成分表 等

（登録品の有効期間及び更新）

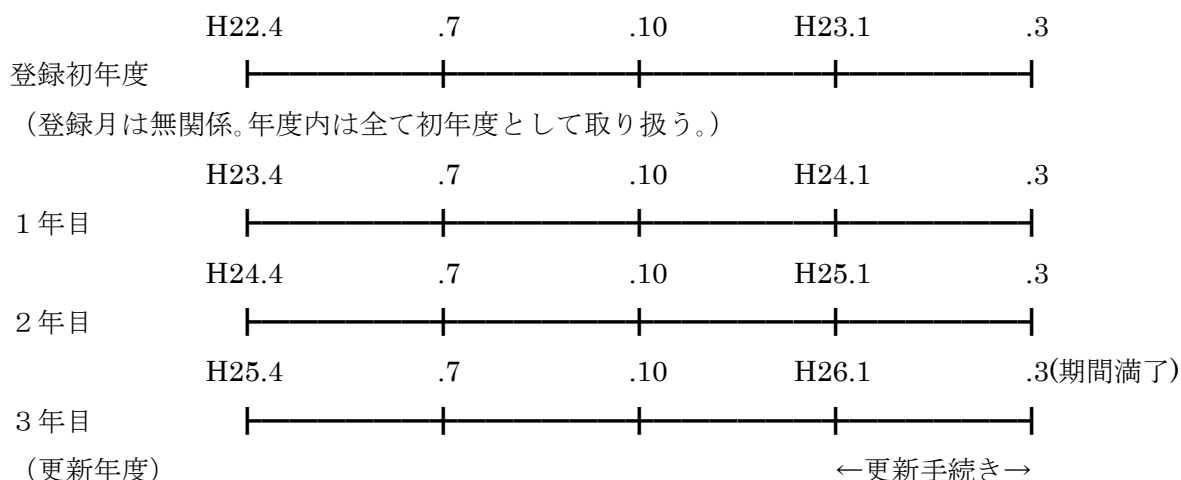
#### 第12条

登録された製品の有効期間は、当該登録日から起算して3年を経過した日の属する会計年度の末日（3

月 31日)までの期間とする。

期間終了後、継続を希望する場合には、当該登録の日から起算して3年を経過する会計年度の末日(3月31日)までに更新の手続きをとる。

<有効期間フロー>



・注意) 更新手続きを行わなかった場合には、有効期間満了を持って自動的に登録を抹消する。

(登録品の表示)

#### 第13条

委員会によって登録番号を得た後、登録品は、J A I A (登録番号) 4 V O C 基準適合を表示できる。表示は原則として印刷、シール等により製品に行うものとし、MSDS、製品カタログには(VOC 様式-4)に示した事項を記載する。MSDSには必ず登録番号を表示する。

(責任)

#### 第14条

製品登録を受けた申請者は、表示が誤認を生ずるおそれのないように注意し、故意・過失の有無にかかわらず、表示から生ずる一切の責任を日本接着剤工業会は負わないものとする。

(登録品の公開)

#### 第15条

工業会は、登録品のJ A I A登録番号、製品の会社名、種類、製品名を工業会のウェブサイトにおいて公開する。

(登録の抹消)

#### 第16条

顧客からの苦情等により問題が生じた場合には、登録申請者に対して委員会は申請書類の根拠を要求することができ、第5条に適合していないことが判明した場合には、所定の手続きを経て、委員会は登録の抹消を行うと共に、この旨を公表する等の措置をとることができる。なお、同一製品名での再登録は認めない。

(市販登録品試買検査)

#### 第17条

登録製品に関して問題の発生が予想される、定期的に抜き取り検証を行う等、委員会が検査を行う必要があると認めた場合には、市販されている当該登録製品を入手（試買）し、指定機関にて製品の含有量測定を行うことができる。違反したことが判明した場合には、検査にかかった全ての費用は登録申請者負担とする。

(費用)

#### 第18条

登録申請の費用は、会員、非会員とも一件当たり3,000円とし、更新の費用は一件当たり1,000円とする。

非会員の申請者登録にあたり、登録制度維持のための費用徴収については別途定める。

(秘密保持義務)

#### 第19条

委員会の委員およびこれに係わる工業会の職員は、本規定に基づく登録業務に関して知り得た情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(規定の見直し)

#### 第20条

本規定は必要に応じて見直すことができる、その際、役員会の承認を得る。

(規定の施行)

#### 第21条

この規定は平成22年 5月20日より施行する。

(附則)

初回制定 平成20年 2月 1日

改正 平成21年 9月17日 第6条にホルムアルデヒド樹脂系接着剤を追加

改正 平成22年 1月21日 申請者の資格、適用範囲に非会員を追加及び  
更新申請手続き、有効期間フローを追加

改正 平成22年 5月20日 第11条に登録証明書の発行を追加

以上

## 改正履歴書

規定類名称	室内空気質汚染対策のためのVOC自主管理規定																																																						
<p>&lt;平成21年9月17日改正&gt;            第6条 追加            ・表にホルムアルデヒド樹脂系を追加</p>																																																							
<p>&lt;平成22年1月21日改正&gt;            第3条 追加            ・登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、又は販売している工業会の会員とする。 →            登録申請できる者は、当該製品および関連の原料を製造、加工、又は販売している工業会の会員、又は非会員とする。但し、非会員は申請者登録を行うものとする。(VOC様式-7)</p> <p>第4条の1 追加            ・本規定は、会員が製造販売する住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品に適用される。 →            本規定は、会員、又は非会員が製造販売する住宅内装関連の建築・建材・家具等用途の接着剤関連製品に適用される。</p> <p>第7条 追加            ・第7条 → 第7条の1            ・(4) 申請する品番の異なる製品すべてに関する指定機関による4VOC含有量試験データ(非会員のみ提出)を追加            ・(5) 登録申請者の会社案内および申請者登録書(VOC様式-7)(非会員のみ提出)            ・(更新申請手続き)            第7条の2            (更新)登録申請者は、次の書類を委員会に提出しなければならない。            (6) 更新用、製品名、申請会社名、連絡先及び誓約文を記入したもの (VOC様式-8)            (7) 更新用、製品リスト (VOC様式-9)            を追加</p> <p>第11条 追加、変更            ・尚、更新については、(更新)登録確認書を申請者に書面(VOC様式-10)にて通知する。            ・(4) → (8)            ・(5) → (9)            ・(6) → (10)</p> <p>第12条 追加            ・(登録品の有効期間) → (登録品の有効期間及び更新)            ・期間終了後、継続を希望する場合には、当該登録の日から起算して3年を経過する会計年度の末日(3月31日)までに更新の手続きをとる。</p> <p>&lt;有効期間フロー&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H22.4</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">.7</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">.10</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">H23.1</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">.3</td> </tr> <tr> <td>登録初年度</td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(登録月は無関係。年度内は全て初年度として取り扱う。)</td> </tr> <tr> <td>1年目</td> <td style="text-align: center;">H23.4</td> <td style="text-align: center;">.7</td> <td style="text-align: center;">.10</td> <td style="text-align: center;">H24.1</td> <td style="text-align: center;">.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td style="text-align: center;">H24.4</td> <td style="text-align: center;">.7</td> <td style="text-align: center;">.10</td> <td style="text-align: center;">H25.1</td> <td style="text-align: center;">.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- ----- </td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td style="text-align: center;">H25.4</td> <td style="text-align: center;">.7</td> <td style="text-align: center;">.10</td> <td style="text-align: center;">H26.1</td> <td style="text-align: center;">.3(期間満了)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> ----- ----- ----- ----- ----- </td> </tr> </table>			H22.4	.7	.10	H23.1	.3	登録初年度	----- ----- ----- ----- -----						(登録月は無関係。年度内は全て初年度として取り扱う。)					1年目	H23.4	.7	.10	H24.1	.3		----- ----- ----- ----- -----					2年目	H24.4	.7	.10	H25.1	.3		----- ----- ----- ----- -----					3年目	H25.4	.7	.10	H26.1	.3(期間満了)		----- ----- ----- ----- -----				
	H22.4	.7	.10	H23.1	.3																																																		
登録初年度	----- ----- ----- ----- -----																																																						
	(登録月は無関係。年度内は全て初年度として取り扱う。)																																																						
1年目	H23.4	.7	.10	H24.1	.3																																																		
	----- ----- ----- ----- -----																																																						
2年目	H24.4	.7	.10	H25.1	.3																																																		
	----- ----- ----- ----- -----																																																						
3年目	H25.4	.7	.10	H26.1	.3(期間満了)																																																		
	----- ----- ----- ----- -----																																																						

(更新年度)

←更更新手続き→

- ・注意) 更更新手続きを行わなかった場合には、有効期間満了を持って自動的に登録を抹消する。

#### 第17条 変更

- ・第三者機関 (外部測定機関) → 指定機関

#### 第18条 変更、追加

- ・登録申請の費用は一件当たり3,000円とする。 →  
登録申請の費用は、会員、非会員とも一件当たり3,000円とし、更新の費用は一件当たり1,000円とする。非会員の申請者登録にあたり、登録制度維持のための費用徴収については別途定める。

<平成22年5月20日改正>

#### 第11条

委員会は申請書類を審査し、登録番号 (6桁表示) を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに登録確認書を申請者に書面 (VOC 様式-3) にて通知する。

尚、更新については、(更新) 登録確認書を申請者に書面 (VOC 様式-10) にて通知する。

→

委員会は申請書類を審査し、登録番号 (6桁表示) を決定したのち、登録管理を行うとともに、すみやかに登録確認書 (VOC 様式-3) 及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。

尚、更新については、(更新) 登録確認書 (VOC 様式-10) 及び登録証明書を申請者に書面にて通知する。

以上